

「パートナーシップ構築宣言」

豊通エネルギー株式会社
代表取締役社長 吉川宏次

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、別紙「適切なお取引の実現に向けて」の通り、指針に基づく当社の取組を進めます。原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努力します。

③知的財産・ノウハウ

取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

適切なお取引の実現に向けて

当社は、2023年11月29日付けで公正取引委員会が公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」をもとに、お取引先の皆さまとよりよいパートナーシップを実現するために、発注者として以下の項目を実施してまいります。

1. お取引先の皆さまと価格交渉・価格転嫁に関して、定期的にコミュニケーションを図ってまいります。
2. お取引先の皆さまから申入れがある場合には速やかに協議に応じ、価格上昇分の影響を考慮するなど十分に協議してまいります。
3. 協議の場として、営業担当のみならず相談窓口を設置し、ご相談ができる体制を構築します。
4. 価格交渉においては、ご相談いただいたお取引先の皆さまのご意見を可能な限り尊重するとともに、交渉記録を作成・保管します。

つきましては、原材料費・エネルギー費・労務費・物流費(荷役費を含む)を始め、諸コストの変動に関してはもちろんのこと、その他当社との取引におけるお困りごとがございましたら、以下の問合せフォームまたは当社営業担当者までご相談ください。

【問合せフォーム】

<https://www.toyotsuene.co.jp/partnership/>